

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は総務委員会に付託された日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よて議案第三号は総務委員に付託することに決定いたします。

○議長(貫井喜代次君)

日程第三議案第四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君)

御指名をいただきましたので、

議案第四号福生市国民健康

保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、

国保の被保険者いたします外国人は現行条例では四十七

年から韓国、朝鮮それに中国の三カ国になっているわけでございますが、最近国際結婚

等あるいは市内に長く住んでおります外国人牧師等から国保加入の要望が多くなつて
いるわけでございます。そういった関係から全外国人に適用したいということで御提

案申し上げた次第でございます。

内容でございますが、ただいま申し上げましたとおり現行条例では被保険者とする外国
人登録原票の国籍欄の表示が韓国、朝鮮及び中国となっているわけでございますが、こ
れを外国人登録法に基づきまして外国人原票に登録されている者はすべて被保険者とするとい
ふふうに改めようとするものでございます。

附則では四月一日から施行したいということでございます。

なお御参考まででございますが、現在適用されております韓国、朝鮮及び中国に属し
ましては総数が五百六十人ほどでございますが、そのうち三百四十二人が加入しております。

それから韓国、朝鮮及び中国以外の外国人は十カ国ございまして百七十六人が登録されて
おります。そのうちほとんどがアメリカ人でございまして、アメリカ人が百五十三人でございま

す。それ以外はイギリスの四人、その他は一人か二人で、全部で二十三人となっております。

それで他市の状況でございますが、全外国人を適用しておりますのが二十六市のうち十四市
でございます。それ以外の市は韓国、朝鮮及び中国以外の外国人の登録数が非常に少ない市

でございます。なお適用している市の加入状況でございますが、平均で登録人員の約二八％程度が加入しているようでございます。

はなはだ稚駁な説明でございますが慎重審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。
議長(員井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(員井喜代次君) 以上で質疑を終めます。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(員井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は厚生委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(員井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四号は厚生委員会に付託することと決定いたしました。

議長(員井喜代次君) 日程第四議案第五号福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会社会教育課長小野光朗君登壇)

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) お許しをいただきまして議案第五号福生市地域会館条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容について御説明申し上げます。本条例は昨年度建設いたしました「あかざり会館」に次いで、本年度熊川地区に完成いたします地域会館を地方自治法第二百四十四条の二の規定により、別表の第一中の「あかざり会館」の次に新たに名称として「あかたけ会館」を、位置については福生市大字熊川一九九番地一を加えようとするものでございますが、会館名の「あかたけ」という名称の選定経過等につきましては、先般の統務委員会協議会、全員協議会で御了承賜ったものでありますが開館のあかつきには市民の施設として活用されますよう運営してまいりたいと存じます。

なお附則といたしました。本条例は四月一日から施行するものといたします。

ようしく慎重御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑は終わりました。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五号は原案どおり可決

いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第六号福生市営水泳場設置及び管理条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会社会教育課長小野光朗君登壇)

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) お許しをいただきまして福生市営水泳場設置

及び管理条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本水泳場は昭和四十三年五月に五十メートルプール、四十四年に幼児用プール、四十五年度

において二十五メートルプールと三年間において整備され、それ以来おかげをもちまして大きな

事故もなく市民等の体づくりやレクリエーション施設として利用されておりますことを御礼申

上げます。この料金でございますけれども昭和四十三年に開設いたしました以来大人二時間

四十四年、小人と申しますと中学生以下二十四円及び超過料金が大人二時間二十四円、小人一時間十円となっております。それ以来五十一年まで据え置いておりますけれども、今回

だんといった観点。あるいは物価上昇といった点から料金を列表のように大人二時間百五十円、小人二時間五十円、及び超過料金を大人二時間七十円、小人二時間二十円に改めようとするものであります。この料金は他市の水泳場の平均維持経費に占める料金の割合五七%及び他市との料金との比較から算定いたしました。

なお、改正に伴いまして五十二年度の収入予測としては約五百万円前後の金額を見込んでいます。改正いただきましたあかつきには一層安全に心かけ、逐次施設を整備しつつ市民等の利用に供してまいりたいと思っております。

なお附則といたしましては、この条例は公布の日といたしまして七月夏場から施行しようとするものであります。

以上大変難解でございますが提案理由を御説明申し上げます。
慎重御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(母井喜代次君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(母井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを仰います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第六号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(母井喜代次君) 日程第六議案第七号福生市民会館条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(教育長町田倍二君登壇)

○教育長(町田倍二君) 御指名をいただきましたので議案第七号福生市民会館条例の提案

理由とその内容について御説明させていただきます。

本件につきましてはずでに御案内のように、仮称市民会館及び公民館の特別委員会
の先生方を初め議員全員の先生方の御協力と御努力によりまして福生市の市民文化の
殿堂として、又、市の文化を象徴する施設といたしまして近々完成の運びとなつたのでござい
ます。この御労苦に對しまして厚く御礼申し上げます。

まず条例の根拠でございますが、地方自治団体が本施設のような公の施設をアつた場合
には地方自治法第二百四十四条の二の規定に基づきまして、その施設及び管理に関する事
項につきましては条例で定めることになっております。これを根拠といたしまして本条例を制定
いたそうとするものでございしますが、なおこの施設は總体的には市民会館でございますが御案内
のように、この施設は大別いたしまして、いわゆる市民会館部分と公民館部分の複合施
設でございますので、条例につきましては別々につくつた次第でございます。

それでは条例の内容につきまして御説明させていただきます。

第一条は目的でございますが、この条例は市民等の福祉を増進し文化の向上を図るた
め、福生市民会館の施設及び管理につきまして必要な事項を定めようとするものでござい
ます。

第二条は市民会館の位置道に関する規定でございます。市民会館は福生市大字福
生二十四百五十五番地に置くとすることでございます。

第三条は市民会館内に設置される公民館部分の適用除外規定でございます。公
民館の設置及び管理に関する事項は別に条例で定めようとするものでございします。なお、
社会教育法二十四条といひますのは公民館設置道に関する規定でございます。市町村が公
民館を設置しようとする場合、条例で公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければ
ならないという規定でございます。

第四条は休館日の関係でございます。市民会館の休館日につきましては一号といたしまし
て火曜日とする。二号といたしまして国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日
でございます。ただし、この日が火曜日にあつたときにはその翌日でございます。それから三
号といたしまして一月一日から一月三日まで、十二月二十九日から十二月三十一日まで、
いわゆる年末年始は休館日にするものでございまして、これは市民体育館と同じようなことございします。
なお、ただし書は市長が特に必要があると認めた場合には臨時に変更し、又は休館でござ
るよう弾力性をもたせておこうとするものでございします。

第五条は開館時間、すなわち開館している時間ですが、この時間は午前九時から午

後十時までとしたそうとするものでございまして、ただし市長が特に必要があると認めた場合には臨時に開館時間を変更することかできるといふふうに弾力性をもたせたものでございまして、第六条は使用の許可に関する規定でございまして、会館を使用しようとする者は、別に定める手続、たとえば申請手続等は別に規則で規定いたしましたか、これは市長の許可を受けなければならないという規定でございまして、

それから七条は使用制限に関する規定でございまして、これは使用許可権の制約規定でございまして、第一号から四号まで規定しており、そのものが該当する場合は当然許可してはならないということにございまして、

それから第八条は使用の条件に関する規定でございまして、市長は会館の使用を許可する場合に管理上必要な条件を付することかできるといふものでございまして、

第九条は使用許可の取消等の関係でございまして、条文の内容につきましては、他の公の施設、すなわち市民体育館とかあるいは福祉会館等と同様の内容を盛り込んだものでございまして、

第十条は使用料でございまして、会館の使用料は別表にございしますが、後ほどこれは御説明をさせていただきます。第二項におきまして、会館にある設備及び物品の使用料につ

きましては、これは種類も相当多く細かい物品もございしますのでこれにつきましては市の規則で定めようとするものでございまして、

それから第十一条の使用料の減免規定でございしますが、市長は公益上必要があると認めた場合には、別に指定する施設、別に指定する施設というのは大ホール、小ホールを指定いたしますが、これを除いた施設につきましては減免規定を設けようとするものでございします。したがって、大ホール、小ホール関係は有料制でございします。

第十二条は使用料の不還付の関係でございしますが、この使用料は還付しないことが原則でございしますが、ただし第九条第二項の規定により使用できなくなったとき、すなわち災害その他の事故あるいは公益上の理由で使用できなくなったときはその全部又は一部を還付することかできるといふこととでございします。

それから次に第十三条と第十四条は会館の目的外使用等の禁止と、設備変更等の禁止規定でございまして、公の施設としたしまして当然設けられるべき規定でございします。

それから第十五条と第十六条は会館を使用した場合におきます原状回復義務と設備等を損傷した場合における損害賠償の義務の規定でございまして、これも公の施設としたしまして当然規定すべき内容の条文でございします。

最後の第十七条は委任規定でございます。この条例施行にあたって必要な事項、すなわち会館を使用する場合における手続とかあるいは申請書の用式等につきましては市規則で定めようとするものでございます。この施行期日につきましては外構工事の関係とか会館の音響施設あるいは照明施設等の調整期間が必要でございますので、別に市規則で定めさせていただきます。と思っております。

それから別表は使用料でございますが、区分と単位使用時間とでございます。大ホールにつきましては仮に祝日、日曜日及び土曜日に使う場合は午前の場合が二万三千円、午後の場合が四万五千円、夜間の場合は五万七千円、全日十一万三千円というところでございます。その他の日につきましては二万九千円、三万八千円、四万七千円、九万四千円でございます。

小ホールにつきましては祝日と日曜日、土曜日に使う場合は午前の場合五千円、午後の場合一万円、夜間の場合二万二千円、全日が二万四千円という金額でございます。

なおこの小ホールの額につきましては立川、八王子、入間市等を勘案いたしまして基準額を定めた次第でございます。それから下のリハーサル室から最後の児童室までにつきましては、これは福祉会館の現在の使用料を勘案いたしまして、ここに記載されておりますような金額の使用料にいたそうとするものでございます。

それから備考といたしまして単位使用時間。

これは定義づけでございます。午前というのは午前九時から午後零時までということでございます。午後は一時から四時三十分まで

ということ、夜間は五時三十分から十時までとするというふうに定義づけようとするものでございます。三番の使用時間の延長につきましては一時間未満の延長に限りまして許可し、その場合の使用料は百分の三十を加算しようとするものでございます。

それから四の午前及び午後、又は夜間を引き続き使用するとき、使用料を徴収しないということでございますが、これはどういうことかと申しますと、午前と午後引き続いた場合お昼から午後一時までに空時間があるわけ

でございますが、又、午後四時半から五時半まで空時間がありますが、この時間につきましては調整時間あるいは使った後の後片づけということで使用料は徴収しないということでありま

す。第五の使用者が入場料を徴収して使用する場合でございますが、この場合は次の算定した金額を加算するということでございます。ページをめぐっていただきまして八条の一項は入場料の免除規定でございます。アからオまでございましてアの場合、入場料の最高が一人当たり五百円未満は百分の四十を加算するということ、それからオの一番金額の多い入場料三千円以上であるときはこの場合は百分の百三十を加算するということであります。たとえば例を申し上げますと興業主等が一人三千円以上をとって日曜日に大ホールを一日使った場合の使用料は幾ら

になるかといいますが、基準額が十一万三千円でございますので、これに百分の百三十を加算いたしまして二十五万九千円となります。これが大ホールの最高額でございます。小ホールにつきましては基準額が二万四千円でございますので、百分の百三十を加算いたしまして五万五千二百円、これが小ホールの最高額でございます。

以上、はなはだ難駁な説明でございましたが、ようしく慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上、提案理由の説明は終わりました。

議長(貫井喜代次君) 以上、提案理由の説明は終わりました。

○二十一番(高波忠君) 使用料の十条ですが、これは大ホールが十一万三千円というのがあります。これは建物の消耗とか何かを基準にしてこれが使用料を割り出したものですか。どういう内容も基準として割り出したものか伺いたいと思います。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 自席から高波議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

「この算出基準でございますけれども、これは立川、入王子とか他の市の算出基準がございまして、例を簡単に申し上げます、年間維持管理費、たとえば市民会館の使用に

供する部分の年間の維持管理費が年間四千五百万円、これはその内容は入件費とか備品費等需用費を考慮いたしました純粋の維持費でございます。その代りつくる部屋が大ホールから児童室までございしますが、その部屋の面積が四千四百四十四平方メートル、これの利用回数でもって一日当たりの経費を割り、それに対して面積をかけていたわけでございまして四千五百万円の間維持費を四千四百四十四平方メートルの部屋面積がございしますが、それで割りまして一日当たりの金額を基準にして算出した額でございます。

○二十一番(高波忠君) 立川とか入王子に似たところの使用料と福生の市民会館に似たようなところの使用料でいくと三千円以上の入場料をとった場合かなり高くなるが、そういうものばかりなら相当利益が出ると思うが、そういう点はどうか。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 立川等の結果でございしますが大ホールの稼働率とか、要するに一年間どのくらい使われるとか、この率でございしますが、立川等で大体六割程度使われているようでございます。福生市の場合もう少し低く見積っても四割程度とされているが、もし今後において福生市は立川市より料金が安くなっております関係で、興業主が来てふえてくれば収入も多くなると思っておりますが、そのようなことで約四割程度の基準でございいたします。

○二十一番(高波忠君)

立川、八王子の使用料はどのくらいですか。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君)

立川市の例でございます。

を十五万二千円、福生市の場合基本料金は十一万三千円というふうになっておりますが、最高額が三十四万三千六百円というふうに立川市はなっております。八王子は基本料金が十四万九千円でございます。

○十九番(大野行夫君)

確認の意味で伺いますけれども、使用の制限の七条は二百四

十條二項、三項によつてなされると思ひますが、たまたまこういう大きな建物を日教組等が使う場合にいろいろ問題が起ることもありますが、今後この建物が完成したときにそのような場合とか、

總會等で使用する場合もあると思ひますが、この七条と二百四十四條の二項と三項の規定をどのように解釈されてこれを判断しているかということが一点と、第十六條の關係で損害をよえたときの実例で言いますと、この最後に「これについては國家賠償法第二條第一項」というような規定になっておりますが、この關係につきましてどのような考えを持てられるかこの二点について伺ひいたします。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君)

大野議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

七條の件でございますけれども、日教組の使用等の場合でございますけれども使用制限でい

くとこれは当然二つの団体でございますので理論上では問題は出てこないと思ひますが、現実の問題でございます事故等の問題が出ておりますので、その辺をそういう事態心になりました場合に、關係機關と十分協議をしつつ判断していただきたいと思ひます。

続きまして損害賠償の件でございますけれども、これは使用者の方が使用者側の過失により施設を破損したり物を損傷した場合の損害賠償ですので、これは國家賠償の方とはちよつと違つてまいりますので、これにつきましては一応公法上の損害賠償という手続を市長がとるということになると思ひつております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君)

以上で所員疑を終わります。

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、

総務委員会に付託し審査査

(「扶員成」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は総務委員会に付託された12日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(母井喜代次君) 日程第七議案第八号福生市公民館条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育長町田倍二君登壇)

○教育長(町田倍二君) お許しをいただきまして議案第八号福生市公民館条例について提案理由とその内容について御説明させていただきます。

この条例の制定根拠等につきましては、先の市民会館条例案と全く同じでございます。この市民会館と公民館がそれぞれの役割りを果たしながら管理運営をしようとするものでございます。

それでは条例の内容についてしまして御説明させていただきます。

第一条は目的でございます。この条例は社会教育法第二十条の目的を達成するため同法第二十四条の規定に基づきまして福生市公民館の設置及び管理について必要な事項を定めようとするものでございます。このうち、社会教育法第二十条というのは公民館の目的が規定されており、公民館は市民のために実生活に即する教育とか学術、文化いろいろの部分に関する各種の事業を行い、市民の教育の向上、健康の増進をはかり生活文化の振興、社会福祉の増進に期することを目的とするということが規定されております。同法第二十四条と申しますのは公民館設置管理については条例で定めようという規定でございます。

第二条は名称及び位置の関係でございます。別表のとおりでございます。公民館の名称は福生市公民館でございます。位置については福生市大字福生二四五番地で福生市民会館内に置くということです。

第三条は公民館の事業に関することでございます。法第二十二条の規定に基づきまして、法第二十二条と申しますのは第三條の一号から五号まで列記している内容のものが規定されているもので、一号から五号までに掲げてある事業を行おうということでございます。

次のページの第四條は公民館の運営方針でございます。これは社会教育法第二十三條に規